

令和元年第2回防府市議会定例会会議録（その3）

○令和元年6月14日（金曜日）

○議事日程

令和元年6月14日（金曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（24名）

1 番	河 村 孝 君	2 番	山 本 久 江 君
3 番	山 田 耕 治 君	4 番	橋 本 龍 太 郎 君
5 番	牛 見 航 君	6 番	曾 我 好 則 君
7 番	安 村 政 治 君	9 番	石 田 卓 成 君
10 番	宇 多 村 史 朗 君	11 番	吉 村 祐 太 郎 君
12 番	藤 村 こ ず え 君	13 番	清 水 浩 司 君
14 番	三 原 昭 治 君	15 番	清 水 力 志 君
16 番	山 根 祐 二 君	17 番	高 砂 朋 子 君
18 番	久 保 潤 爾 君	19 番	田 中 健 次 君
20 番	今 津 誠 一 君	21 番	田 中 敏 靖 君
22 番	和 田 敏 明 君	23 番	上 田 和 夫 君
24 番	行 重 延 昭 君	25 番	河 杉 憲 二 君

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市 長 池 田 豊 君 副 市 長 森 重 豊 君

教 育 長 江 山 稔 君 代 表 監 査 委 員 中 村 恭 亮 君
総 務 部 長 伊 豆 利 裕 君 総 務 部 理 事 石 丸 泰 三 君
総 務 課 長 永 松 勉 君 総 合 政 策 部 長 小 野 浩 誠 君
地 域 交 流 部 長 島 田 文 也 君 生 活 環 境 部 長 原 田 み ゆ き 君
健 康 福 祉 部 長 熊 野 博 之 君 産 業 振 興 部 長 赤 松 英 明 君
土 木 都 市 建 設 部 長 佐 甲 裕 史 君 入 札 検 査 室 長 竹 末 忠 巳 君
会 計 管 理 者 吉 富 博 之 君 農 業 委 員 会 事 務 局 長 内 田 健 彦 君
監 査 委 員 事 務 局 長 野 村 利 明 君 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 福 江 博 文 君
消 防 長 田 中 洋 君 教 育 部 長 林 慎 一 君
上 下 水 道 局 長 河 内 政 昭 君

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 河 田 和 彦 君 議 会 事 務 局 次 長 藤 井 一 郎 君

午前10時 開議

○議長（河杉 憲二君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（河杉 憲二君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。21番、田中敏靖議員、22番、和田議員、御兩名にお願い申し上げます。

一般質問

○議長（河杉 憲二君） 議事日程につきましては、昨日に引き続き一般質問でございます。どうかよろしく申し上げます。

これより、質問に入ります。最初は、9番、石田議員。

〔9番 石田 卓成君 登壇〕

○9番（石田 卓成君） おはようございます。「自由民主党」の石田でございます。

今回は大きく分けて3点、市役所駐車場や各地域の公民館などへの空き瓶回収場所の設置について、次に、水害対策について、最後に、定住促進対策についての質問をさせていただきます。誠意ある御答弁をよろしく願いいたします。

最初は、資源ごみのうち、民間業者が引き取ってくれない空き瓶の回収場所を設置していただけないかという質問でございます。

市が収集する資源ごみの中でも、ペットボトルや空き缶、段ボールや雑誌、新聞などは、民間の資源業者が回収箱を設置されております。また、スーパーマーケットでは、肉や魚が入っていたトレーや牛乳の紙パック、ペットボトル、古紙などを回収されているところも見られます。

ただ、資源ごみのうち空き瓶だけは、各自治会で行われる月に1回の資源ごみの日か、クリーンセンターに直接持ち込むしか処分する方法がなく、主に主婦層の方々から、もう少し便利にならないものだろうかとの相談を受けました。資源ごみの日は自主搬入をされていない自治会の場合、平日の朝に設定されておりまして、家事や子どもの見送り、お弁当の準備や出勤の準備などと時間が重なるため、出しに行くことが難しいという方や、資源ごみ回収開始の時間は既に御主人が出勤された後なので、かわりに出しに行ってもらうこともできないといったような声を伺っております。

資源ごみの回収が防府市内全体で行われたのは、平成11年でございます。私も自治会の役員として昨年度と一昨年度の2年間、毎月行われる資源ごみの日に出席させていただきましたが、住民の方もきちんと瓶を洗ってから持ってこられますし、透明、茶色、その他の色分けの分別ルールも、きちんと御理解をいただけていると常々感じておりました。

このたび回収場所を新たに設置したとしても、住民の皆様はきちんとマナーを守ってくださると確信をしております。

そこで、御提案をさせていただきますが、市役所の駐車場や各地域の公民館などに空き瓶の回収場所を設置していただけないでしょうか。執行部の御所見を伺います。

○議長（河杉 憲二君） 生活環境部長。

○生活環境部長（原田みゆき君） 空き瓶回収場所の設置についての御質問にお答えいたします。

議員御案内のとおり、瓶類を含め家庭から出される資源ごみにつきましては、月1回、自治会ごとに決められた日時に決められた場所へ排出されるか、クリーンセンターに直接持ち込まれるかのいずれかの方法となっております。

また、一部の一升瓶やビール瓶など、洗浄して繰り返し使用可能となる、いわゆるリターナブル瓶につきましては、販売店へ返却されるか、自治会や子ども育成会などが実施されております資源ごみの集団回収の際に出される方法もでございます。

こうした瓶類の排出につきましては、議員御指摘のとおり、日々の生活の中でなかなか難しい状況にありますので、ごみ処理基本計画の中間見直しを行う中で、リサイクルの推進や市民の皆様のご利便性を高めるため、排出機会の拡大を基本とし、資源回収業者の敷地

内やスーパーなどの店頭での回収のほか、各地域の出張所などでの拠点回収ができないか、関係者への聞き取りをはじめ、他市への視察を行うなど、検討を進めてまいりました。

しかしながら、資源回収業者が既に実施されているアルミ缶、スチール缶、新聞紙などとは異なり、瓶類の回収につきましては採算面での課題がございます。また、スーパーの店頭での瓶類の回収につきましても、設置場所の確保や管理のほか、瓶の破損によるけがや事故などの危険性がございますことから、現在のところ設置には至っていない状況でございます。

こうした中、議員御案内の市の施設等での瓶類の回収につきましては、現在、市役所、文化福祉会館及び出張所において、小型家電の拠点回収を屋内にて行っておりますが、びん類の回収を行う場合には、回収ボックスを屋内・屋外のいずれに設置するのか、また、割れ物ですのでけがや事故の心配のほか、監視・管理体制や収集体制をどうするのかといった課題がございます。

市といたしましては、市民の皆様の利便性を高めるため、瓶類の排出機会の拡大に向け、新庁舎建設計画が具体的に進んでいく中で、瓶類の回収場所の設置が可能かどうかも含めまして、引き続き調査・研究を行ってまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（河杉 憲二君） 石田議員。

○9番（石田 卓成君） ありがとうございます。これまでもしっかりと検討はしてくださっていたみたいで、安心いたしました。

新庁舎というお話もありました。それも楽しみにしておりますし、今後はさらに研究していただいた上で、もしも資源業者さんや市内のスーパーさんなんか置いていいよと行ってくださるところがあれば、私のほうも個人的に打診はいろんなところしてみたいと思いますので、その際はぜひ御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

次の質問に移らせていただきます。

次は、水害対策について伺わせていただきます。

先月5月25日に行われた佐波川総合水防演習では、約1,200名もの方が参加され、石井国土交通大臣が見守られる中、盛大に行われたと、市長行政報告や昨日の一般質問で伺いました。私の住んでいる右田の新町自治会では、NPOぼうぼうネットの皆様から御指導をいただきながら、この演習のタイムラインに合わせて実際の避難訓練を行い、私も防災担当として自治会の訓練に参加したため、残念ながら演習には参加できませんでした

が、報道では、小学校で子どもの引き渡し訓練や、地域住民を巻き込んだ訓練も行われたことを知り、翌日のラジオでもこのように地域の住民を巻き込んだ訓練が行われることは珍しく、大変すばらしいことだとアナウンサーが絶賛しておられました。

そこで、質問でございますが、演習はどのような内容で行われたのかを、参加できなかった方にも目に浮かぶように教えていただけたらと思います。

また、当自治会のように、訓練に合わせて自主的に訓練をされた地域などがあれば、把握しておられる範囲で教えていただけたらと思います。

次に、（２）でございますが、今年度、国の国土強靱化予算を利用して、市が緊急自然災害防止対策事業の中で水害対策を行う右田地区の三谷川や阿部谷川のほか、市内各地における河川の浚渫予定場所と、水害を防止するために行う河川改修工事の予定場所を教えてください。

次に、（３）でございますが、昨年7月の豪雨災害の際に、佐波川の佐野堰の砂吐きゲートをあけていただいたおかげで、すぐ上流側にある玉祖地域の須川や右田地域の剣川と、佐波川との接合部分に堆積していた土砂がはけ、剣川の水位も例年の豪雨時と比べると低かったと、地域の住民から伺いました。

実は、以前に、玉祖郷土地改良区の理事長さんから、佐野堰ができる前までは須川にも土砂がたまることがなかったとお聞きしたことがあったので、砂吐きゲートをあけていただければ効果があるのではないかと考え、玉祖郷土地改良区の理事長さんと一緒に、佐野堰土地改良区の理事長さんをお願いに行き、ゲートをあけてもらったわけでございますが、今後は、できるだけ水害の起こる可能性を低下させるために、豪雨の際に市役所から直接ゲートの開放をお願いしていただきたいと考えております。

現在は、豪雨の際に、各土地改良区に取水口——水の堰があって、水の取り口です——こちらを閉めてくださいというお願いは市のほうからされていると伺いましたので、それにあわせて砂吐きゲートの開放もお願いし、できるだけ佐波川の水位を下げるようにしていただけると、水害の可能性が少しでも低くなり、内水氾濫の可能性も減ると考えられますので、大雨の際、総合堰を管理しておられる防府土地改良区や、佐野堰を管理しておられる佐野堰土地改良区に、市から直接、砂吐きゲートの開放をお願いしていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。執行部の御所見を伺います。

次に、（４）でございます。国が3カ年、7兆円の予算で計画している国土強靱化の予算でございますが、とても使い勝手がよく、これまでは各地域から要望があっても、予算の都合でなかなか実施ができなかった河川に堆積している土砂の撤去が、多くの河川で実施できる見込みとなり、とてもうれしく思っております。国の土木関連の予算でございま

すが、20年前と比べると緊縮財政のおかげで近年は半分以下まで削減されてしまっておりまして、その影響で、地方では多くの土建業者が廃業に追い込まれてしまい、いざ災害が起こってしまったときには、人材不足も重なり復旧の対応が難しくなるといった問題もあると考えております。

しかし、治山・治水、すなわち災害対策の公共事業は、政治の要諦であり、プライマリーバランスを理由に予算を削減してよいものだとは、私は思っておりません。近年の異常気象に加え、災害対策の公共事業が実施されないことにより、これまでに多くの命が失われてきたことを、我々は忘れてはいけません。

確かに地方財政はどこも厳しい状況が続いておりますが、国債を発行できる国家の場合は全く話が異なります。このたびの国土強靱化の別枠での予算成立に向け頑張ってくださいました藤井聡元内閣官房参与でございますが、政府目標のインフレ率2%を達成するまでは、10兆円規模でどんどん国債を発行して、内需の拡大を目指すべきだとおっしゃられております。

また、経団連の要求どおりに法人税を減税する代償として、庶民の消費に対する罰金ともいえる消費税を絶対に増税してはいけません。むしろデフレの今は減税すべきだと、強くおっしゃられております。また、増税は、本来インフレを抑制するために行うべきものであり、デフレ期に行うべき政策ではないとも申されております。

そういうことを言うと、財政が破綻するなどと言われるエコノミストも多いのですが、最近、自国通貨建てのみで国債を発行している日本のような国、ほかにはスイスやイギリス、基軸通貨国のアメリカなどがあるのですが、そういった国では、デフォルトは起こりようがないというMMT——モダンマネタリーセオリー、日本語訳では現代貨幣理論が、我が自由民主党の西田昌司参議院議員により国会でも披露され、かつてのギリシャのような危機的な状況には日本はなりようがないことが、広く国民にも知れ渡ってまいりました。

これと同じく、日本は破綻しようがないことを、自民党が下野していたときに、麻生太郎、現在の財務大臣も言われていますし、過去に、財務省も日本国債の格付を引き下げると予告した海外の格付会社に対して、日米など先進国の自国通貨建てのデフォルトは考えられない。デフォルトとしていかなる事態を想定しているのかという内容の意見書を出して、抗議をされています。

また、その意見書の中には、日本は世界最高の貯蓄超過国だということや、世界最大の経常黒字国、債権国であり、現在は中国に抜かれて2位になってしまいましたが、当時は外貨準備高も世界最高であることが記されております。

このたびの国土強靱化予算のような公共事業の重要性を訴えておられる自民党の西田昌

司参議院議員を、私は尊敬しているわけですが、西田先生がこのMMTが提唱されだした背景として、御自身のビデオレターで、過去の経済史を振り返りながら、このMMTはかつてのケインズ政策というものと非常によく似た物事の考え方で、ケインズ政策そのものだと言っても差し支えないものであり、ケインズ政策とは、1929年の世界大恐慌における株価の大暴落が始まって、1930年代というものは本当に失われた経済状態でありましたが、その時代に、アメリカではルーズベルト大統領が出てきて、ニューディール政策、いわゆる公共投資事業をたくさんやって、不況からいち早く脱出したのですが、この政策を見習って、大東亜戦争の終了後は、先進国はみんなケインズ政策をやってきたわけであり、財政を出動しながら金利を調整し、経済を安定的に発展させてきました。

このケインズ政策は、好況や不況の波を乗り越えながら発展できることが非常に注目され、評価されてきたわけですが、1970年代になって、いわゆるオイルショックにより、石油を輸入している先進国はいきなりのコストアップを余儀なくされ、その結果、何が起こったかと言うと、コストが上がるとともに物価も上がったが、それに比例して業績はなかなか伸びず、つまりインフレになり、物価は上がっているのに業績はなかなか伸びないというスタグフレーションという形となり、日本やアメリカなど世界中で一番大きな問題になってきたわけですが、そのときに、ケインズの政策ではもうだめなのだということで、フリードマンが提唱した新自由主義という政策、つまり市場原理に全てを委ねるべきであり、政府が財政出動とか、要らぬお世話をせずとも、市場の競争原理がうまく働くように規制緩和をやっていくほうがよく、政府はできるだけ予算を少なくして小さな政府でやっていくほうが、より民間にお金が回り、経済自身が発展していくのだという考え方が一挙に世界中に広まったわけです。

日本も、バブルの後はまさに新自由主義一辺倒でございまして、まずは、経済効率性をよくしないといけないから規制緩和をして、政府のやる仕事を少なくしていこうと、そのためには、財政再建をしなければならないのだという話になり、30年間やってきた結果、何が起こったかと言うと、世界中ではっきりしたのが、ごく一部の豊かな者はますます豊かになり、貧しい者は貧しいまま、さらには、中間層まで貧困化するという分断現象が起きてしまいました。

この間、政府が財政規律を気にする余り、必要な財政政策ができなかったことが今のようなデフレをもたらしているのだから、デフレのときやインフレ率の低いときには、どんどんお金を出していけばよいということになるのですが、まさにこれまでの行き過ぎた新自由主義の間違いを指摘するとともに、反省すべきことは反省するために、このMMTを提唱しているのだと言われております。

大企業の内部留保が空前の450兆円を突破する中、国民の実質賃金は下がり続けており、この20年間で経済成長率が世界で最低の水準にある我が国の経済状況が再び復活するには、国が既存の予算枠にとらわれることなく、今回の国土強靱化予算のように、積極的かつ機動的な財政出動をする以外に方法はないものと、私も両先生と同じように考えております。また、そうでなければ、本来守れるはずの命も守っていけないということだろうとも思っております。

今回の国の国土強靱化の予算でございますが、先ほども申したとおり、とても使い勝手のよいものでありますが、残念ながら来年度で終わってしまい、用地買収などを伴う水害対策の河川改修工事などには予算を使うことは難しいので、国には何とかして期間延長などをしてほしいと願っておりますが、国に対して期間延長などの要望をしていただくことはできないでしょうか。

少し長くなりましたが、以上、4点につきまして執行部の御所見を伺います。

○議長（河杉 憲二君） 市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 石田議員の水害対策について、佐波川総合水防演習をはじめ4点の御質問にお答えいたします。

私は、市長として常に市民の皆様の安心・安全を第一とし、市民の命を守る防災対策は最も重要な課題の一つと考えております。

まず、1点目の佐波川総合水防演習についてです。

去る5月25日に、佐波川河川敷において国土交通省中国地方整備局、県、周南市、山口市、そして本市の主催により、「佐波川で みんなと高める 防災意識」のテーマのもと、14年ぶりに佐波川総合水防演習を実施しました。

演習当日は、国土交通省石井大臣の御臨席を賜り、46団体、約1,200名の方に御参加いただき、大変有意義に演習を終えることができました。この場をおかりし、関係者の方々に感謝を申し上げます。

この演習は、佐波川の洪水を想定し、国土交通省、山口県、自衛隊、海上保安庁、警察、消防などの防災関係機関の連携のもと、水位上昇に応じたタイムラインによる実践的な水防演習を行いました。

主な内容を御紹介いたしますと、水防団による月の輪工法などの水防工法訓練、消防による車両及び家屋からの救出訓練、陸上自衛隊や県消防防災航空隊によるヘリコプターを駆使した孤立者救助訓練などを行いました。

また、小学生や要配慮者利用施設を利用されている方、自治会の方による避難訓練も行

い、多くの地元住民の方々に参加していただきました。

また、演習にあわせて地域の自主的な防災訓練として、議員も参加されました新町自治会の避難訓練のほか、小野地区においても独自に避難訓練が行われております。

この水防演習を通じて多くの方々に、水防団の士気高揚や実践的なシナリオによる災害対応能力のさらなる向上、住民の方々の参加による社会全体の防災意識の向上などが図られたものと考えております。

来月の21日、市民防災の日には、被災から10年を迎えます。今後ともあの災害から得た教訓を忘れることなく、将来にわたり安心して住み続けることができる防府市を目指し、防災力の強化にしっかり取り組んでまいります。

次に、2点目の河川浚渫予定場所と河川改修工事の予定場所についてです。

毎年のように全国各地で豪雨による災害が発生しており、昨年7月豪雨では、西日本を中心に広域的かつ同時多発的に河川氾濫や崖崩れが発生したことは、記憶に新しいところでございます。

こうしたことを踏まえ、国においては、昨年末に防災・減災、国土強靱化のための3カ年の緊急対策が取りまとめられ、その中で、災害の発生の予防や災害の拡大の防止について、地方でもしっかりと対応できるよう今年度からの2年間限定で、お示しの緊急自然災害防止対策事業が新たに創設されました。

本市におきましては、この事業を積極的に活用することとし、市では令和元年、2年の2年間で、市管理河川35河川の浚渫を集中的に実施してまいることとしております。

本年度は3億円を計上し、地域性も考慮しながら緊急性の高い17河川の浚渫を行うこととしております。具体的な箇所といたしましては、議員御指摘の右田地区は三谷川、小島川、西小島川の3河川、その他の地域につきましては、大道地区が繁枝川、小野地区が平谷川ほか1河川、西浦地区が西浦川ほか1河川、中関地区が中玉井川、新田地区が大田否立川、松崎地区が人丸川、牟礼地区が馬刀川ほか5河川、以上の17河川が対象となっております。

また、河川改修につきましては、単市河川改良事業として、右田地区の阿部谷川、牟礼地区の勘場川、勘場川放水路の3カ所を予定しております。

次に、3点目の防府土地改良区や佐野堰土地改良区による土砂吐きゲートの開放についてでございます。

一級河川佐波川には、農業用水の取水のため、本流をせきとめる8つの堰があり、このうち下流に位置する防府総合堰と佐野堰は固定堰であることから、取水に支障となる土砂を排出する土砂吐きゲートが設置されております。

議員から、昨年7月の豪雨の際に、佐野堰の土砂吐きゲートが開放されたことを御紹介いただきましたが、防府総合堰、佐野堰のそれぞれの管理者である防府土地改良区、佐野堰土地改良区におかれましては、大雨等により佐波川の水位が上昇する際には、流水や土砂等による堰への被害防止等を図るため、管理規程等に基づき細心の注意を払いながら、土砂吐きゲートの開放を行っておられるものと認識しております。

一方、本市は、国土交通省からの委託により、佐波川への水路や小河川からの排水を調整する排水樋門の管理を担っておりますが、佐波川の洪水被害対策に万全を期すためには、佐波川の管理者である国土交通省や、流入する剣川等の管理者である山口県との連携を密にし、農業用施設である取水樋門や堰の管理者としっかり協力して対応していくことが重要でございます。

今後、安全性向上の観点から、関係する施設管理者が必要とされる情報提供や監視の協力・連携体制等の強化に努めてまいります。

次に、4点目の国土強靱化予算、期間延長の要望についてです。

議員御提案の期間の延長の御要望でございますが、私も防災をはじめ災害等に対する予算は、国においてしっかりと確保されるべきものと考えております。当面2カ年は、この緊急自然災害防止対策事業等を最大限活用し進めてまいります。緊急自然災害防止対策事業の延長に限らず、防災に係る必要な財源措置については、全国市長会等、あらゆる機会を通じて国へ要望していきたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 石田議員。

○9番（石田 卓成君） 御答弁ありがとうございます。

河川の浚渫、本当、地域からいろんな声が以前より届いておったと思いますけど、ことしやっていたらいいので、皆さん安心しておられるんじゃないかと、すごい喜んでおられるんじゃないかと思えます。ぜひ来年もあわせて、よろしくお願いいたします。

また、水害対策の工事ですけど、うちの地区の水害対策で、阿部谷川の工事とか、今まで地元から声がありましたけど、なかなかそれもお金がつかずに難しかったんですけど、何とかことしはやっていただけるようになって、本当、ちょうど毎年水路があふれているところもあったんですけど、よっぽどの雨じゃない限り、そこも大分解消されるんじゃないかなと思いますので、本当、よろしくお願いいたします。

あと、3番の土砂吐きゲートの件なんですけど、先日、国交省さんともお話をちょっとさせていただいた際に、去年、やっぱりあけると新橋の水位もちょっと下がったと言われたんです。そこまで大きくは下がらないらしいんですけど、通常の高雨時の傾向とはちょ

つと違って、ちょっと下がりましたよと。やっぱり今まで佐野堰は、もう21年水害の後、3回ぐらい土砂を吐かすためにあけたことがあったけど、それ以降はあけたことがなかったということで、その辺もお聞きしたので、それを毎回やっぱり内水氾濫を防止するために、ぜひお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

あと、先ほどの御答弁でもございましたが、ことしで豪雨災害から10年を迎えるわけですが、いまだに大雨のたびに、やっぱり山は削られ続けております。で、真っ茶色の濁流が押し寄せてきているような状況です。せめて過去に激甚災害を受けた地域は特にしっかりと国に声を上げていく必要が、やっぱり身をもって体験しているわけですから、あると思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

以上で、この項目の質問は終わらせていただきます。

次に、大きい項目の3つ目、定住促進対策について伺わせていただきます。

まずは、昨年9月議会でお願した国土交通省が開設した全国版空き家・空き地バンクへ登録をしてくださったことに、感謝を申し上げます。ありがとうございます。

これまでは、インターネット上で防府市のホームページまで来ないと、空き家などの情報が見れませんでした。が、全国版のこのバンクに登録することにより、定住先の候補として防府市を考えておられない方にも情報に触れていただける可能性が出てきたと、とてもうれしく思っているところでございます。

この全国版空き家・空き地バンクのホームページには、空き店舗付き住宅だけを検索できたり、農地付き住宅だけを検索できたりする機能もございます。さらには、物件の周囲の状況をイメージしやすいように、グーグルのストリートビューで周囲の状況を360度のカメラで見られる機能も備えられており、大変すぐれたホームページだと感じております。

先月28日に開催された産業戦略本部でも、委員さんから商店街の空き店舗の利活用についての問題が提起されましたが、商店街の中には、2階に人の住める状態の物件もあると不動産業者さんから伺いましたので、少しでも定住の可能性を高めるために、このバンクの空き店舗付き住宅への登録を促してみられてはいかがでしょうか。

2点目に、このたび農業委員会では、全国版空き家・空き地バンクを利用し、農地と空き家をセットで紹介される場合に限り、これまで大道と、右田地区の一部——具体的には佐野・小島地区の線路の南側の農地になるんですが、それ以外の地域では、2反以上であった農地取得や、貸借の際の下限面積を1平米以上まで引き下げました。

農業委員会としても、家庭菜園程度でしか利用できない小さな農地がついているので、家を売りに出すことができないという市内各地からの声や、少しでも定住促進に寄与した

いとのおもひから、下限面積の引き下げを実施したわけですが、田舎にある安い物件や農地がついているような物件は、不動産業者さんになかなか相手にしてもらえないなどの声も複数届いているところでございます。

このようなケースで、住民から市役所へ直接相談が寄せられた場合にも、実際の取引の際はプロの宅建業者さんをお願いすべきだと私も思いますが、全国版空き家・空き地バンクのホームページに注意書きで、例えば、これは住民からの直接の情報です。防府市が情報の内容を保証するものではありませんなどと記載した上で掲載し、物件に興味を持たれた方があらわれた段階で、協会に引き継ぐようにすれば、そのようなケースにも対応できると考えますが、住民から直接相談が寄せられた場合にも、バンクに掲載するようにはできないでしょうか。

以上、2点につきまして、執行部の御所見を伺います。

○議長（河杉 憲二君） 総合政策部長。

○総合政策部長（小野 浩誠君） 石田議員の定住促進対策についての2点の御質問にお答えいたします。

本市への移住や定住促進対策に取り組む中で、空き家など本市の住宅情報の提供は大変重要です。こうしたことから、これまで移住希望者向けの住宅情報サイトとして本市が開設をしておりました定住促進住宅情報バンクに加え、より多くの方に住まいの情報を提供するため、議員御案内のとおり、国土交通省が開設をしている全国版空き家・空き地バンクへの住宅情報の掲載を、本年5月14日から開始したところでございます。

こうした中で、1点目の商店街の空き店舗対策の一つとして、全国版空き家・空き地バンクに登録してはどうかとの御質問でございます。

空き店舗付き住宅の情報につきましては、その情報を有しておられる防府商工会議所等と連携し掲載してまいりたいと考えております。現在、本市におきましては、空き店舗を活用した創業促進事業といたしまして、県と山口県商店街振興組合連合会が運営されている空き店舗情報バンクサイト「BE FOUND」に、空き店舗情報を掲載しているところでございますので、全国版空き家・空き地バンクへの掲載とあわせ、一層の情報発信に努めてまいりたいと存じます。

次に、2点目の住民から直接相談が寄せられた場合にも、バンクに掲載するようにはできないかとの御質問でございます。

現在、市内には、議員お示しの農地付き空き家を含め多くの空き家がございますが、空き家の中には権利関係等が複雑な物件などもありますことから、安心・安全な取引ができるよう、不動産の専門的な知識や経験を有する一般社団法人山口県宅建協会防府支部と、

U J I ターン者の住宅の確保に関する協定を締結し、市内の不動産業者に協力をお願いしているところでございます。

議員御質問の、住民の方から市に直接相談が寄せられた場合につきましては、まずはしっかりと内容をお聞きした上で、宅建協会との協定に基づき、相談内容を宅建協会におつなぎすることといたしております。

また、議員お示しのとおり、このたび農業委員会において空き家に付随する農地を取得する際の面積要件が引き下げられましたことから、農地付き空き家の全国版空き家・空き地バンク掲載につきましても、不動産業者に協力をいただけるよう協会に要請するなど、丁寧に対応してまいりたいと存じます。

市といたしましては、移住・定住促進や空き店舗対策を図っていくため、全国版空き家・空き地バンクを活用し、情報発信にしっかりと取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（河杉 憲二君） 石田議員。

○9番（石田 卓成君） 御答弁ありがとうございます。

店舗についてはすぐに掲載していただけるということで、やっぱり、なかなかシャッター街になって借りてくれる人がいないだと嘆くより前に、とりあえずできることは全部やると。その上で、しっかりと盛り上げていくということが大事なんじゃないかなと思います。県の情報も教えていただき、ありがとうございます。本当できることは全部やっていく気持ちでやると、少しでも前に進んでいくんじゃないかなと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

2点目のほうなんですけど、今までの協会とのやりとりとかもいろいろあるんですけど、なかなか見向きしてもらえないというか、そういう話もちよこちょこ耳に入ってくるんで、そういう場合には、またちょっと考えてあげていただければ、住民の方も頼るところがない、なかなか話を聞いてもらえないとか、そういった声を聞くんで、ぜひお願いできたらと思います。

今回、大きく3つの御質問をさせていただきましたけど、ぜひ梅雨末期の大雨、また今晚から大雨が降ると天気予報を見ましたけど、ぜひ災害の起こらない年になるように祈念いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（河杉 憲二君） 以上で、9番、石田議員の質問を終わります。

○議長（河杉 憲二君） 次は、10番、宇多村議員。

〔10番 宇多村史朗君 登壇〕

○10番（宇多村史朗君） 皆さん、おはようございます。所属会派「自由民主党」の宇多村でございます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

本日は、大きく2点について質問させていただきます。1点目は、森林経営管理制度について、2点目は、市長への提言について、御質問いたします。執行部の真摯なる御回答をお願いいたします。

では最初に、森林経営管理制度についてお伺いいたします。

森林の発揮する多面的機能としては、日本学術会議が平成13年に答申した「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について」では、地球環境保全機能、2として、土砂災害防止機能、土壌保全機能、3として、水源涵養機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能などがあり、地球環境の保全から、私たちの環境の形成向上に実に幅広い役割を發揮しております。それらの効果は、1年間当たりの評価額にして、年間70兆円を超える価値を發揮すると指摘されております。

現在、森林所有者が高齢化を迎え、管理不十分な森林の増加により、森林を取り巻く環境がますます厳しさを増す中、本年4月1日から林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立に向け、新たな森林管理システムを推進するための森林経営管理法が施行されたところであります。

法制度のねらいといたしましては、最初に挙げられるのが、森林管理が行われていない森林については、1として、市町村が仲介役となり、森林所有者と林業経営者をつなぐシステムを構築する。2として、林業経営に適した森林は、意欲と能力のある林業経営者に経営を再委託する。3として、林業経営に適さない森林は、市町村みずからが管理していくようにすることが、大きな柱となっております。

次に、私有林——私有人工林のうち、既に集積・集約化され担い手により管理されている森林以外の森林については、今後新たな制度により整備する必要があるとして、1、間伐が進まない、林道網が開設できない育成単層林については、自然条件のよい林業条件に適した人工林であれば、森林経営の集約・集積、路網整備を進め、林業的利用を積極展開する方針が示されております。

森林の将来の目指すべき姿としては、短期伐期や長期伐期など、多様な伐期による伐採と植栽により、森林の確実な更新を図るとしております。

自然的条件に照らして、林業経営に適さない人工林は、管理コストの低い針広混交林、いわゆる杉や広葉樹が混じり合った森林へ誘導するとしております。

森林経営管理制度により期待されるメリットとしては、1、まず、市のメリットとして

は、林業経営が可能であるにもかかわらず、経営管理されずに放置されていた森林が経済ベースで活用され、地域経済の活性化に寄与すること。また、間伐手遅れ林の解消や、伐採後の再造林が促進され、土砂災害等の発生リスクが低減され、地域住民の安全・安心にも寄与することが、メリットとして挙げられております。

次に、地域の林業経営者のメリットとしては、多数の所有者と長期的かつ一括した契約が可能となり、経営規模や雇用の安定・拡大につながり、間伐等の施業や路網の整備が効率的に実施できることがメリットとして挙げられております。

森林経営管理制度導入の背景とすれば、国内の人工林資源を活用する時代になったということが、その背景の一つとして挙げられております。その理由としては、現在、日本の木材需要が増しつつあることでもあります。日本の森林資源は毎年7,800万立方メートルも増加し、木材として活用できる適齢期の木材は全体の約5割に達する見込みとされております。国産材供給量と木材自給率の推移を見てみますと、平成15年の約1,600万立方メートルを底に、年々供給量は増加しており、平成28年度では2,714万立方メートルで、木材自給率は35%と上昇しております。伐採して、使って、植えるという、森林資源を循環利用していく新たな時代に突入したと言えます。

制度導入の2つ目の理由として、森林の所有形態と森林の手入れ不足が挙げられます。

我が国の森林の所有形態は零細で分散的であり、十分に行き届いているが1%、どちらかと言えば行き届いているの回答が16%であり、市町村の約8割が、管内の人工林は手入れ不足だと回答が寄せられております。森林の手入れ不足への対応が必要だということでございます。

制度導入の背景の3つ目の理由として、所有者不明森林の存在や境界未画定森林の存在があることなどが、制度導入の背景にあります。

農林水産省、農林業センサスの統計調査では、不在村者所有の——いわゆる森林はあるが、地元に住していない森林所有者のことでございます——森林の面積の割合は14年前、2005年の統計調査でございますが、約24%に達しております。また、不在村者のうち、相続時に何も手続をしていない割合も17.9%であると、統計調査も出ております。

地籍調査での登記簿上の所有者不明土地の割合として、林地の場合25.6%でありませぬ。全国的に見ても、地籍調査の実施状況として、林地の場合45%とあります。所有者不明森林の存在や境界が不明確な状態では、森林経営管理や路網整備などに支障が出てまいります。このように、森林経営を取り巻く環境は厳しいものがあります。

また、林業を事業として行う上での課題として、事業地の確保が困難、路網が未整備、

林業機械更新が困難など、課題がありますが、林業経営者の70%は、規模を拡大したいとの意向を示しておりますので、経営管理が不十分な森林について、意欲と能力のある林業経営者になってもらうための制度を構築するというのが、森林経営管理制度制定の趣旨であり、本年4月1日から施行されたものであります。

昨年12月の一般質問では、防府市の森林の地籍調査の進捗状況について質問させていただきました。現在までの進捗は全体の76%で、国の予算に合わせ実施しており、急速な進捗も難しく、森林所有者が高齢化していることなどの理由から、今後の地籍調査には大きな課題を有し、厳しい状況であるとの回答がございました。

そうした中、地籍調査未実施の地区の森林所有者の中には、このままでは山の境界がわからなくなる。森林管理が困難な状況であり、これからどうすればよいかわからないなど、不安な声を聞くことが多くあります。このような林業を取り巻く環境が厳しい中、新たに施行された森林経営管理制度について、私個人の見解といたしましても、もろ手を挙げて推進したい制度だと考えております。

そこで、3点御質問いたしますが、1として、森林経営管理制度の対象となる防府市の森林の状況について、種類、林齢、面積などについてお伺いいたします。今現在、把握できている範囲で結構でございます。

次に、2として、森林経営管理制度で市が今後行われることとして、1、地域の実情を踏まえて意向調査対象区域を設定すること。2として、地域の協力を得て意向調査に入られることとなっておりますが、これを実施されるに当たってのスケジュールなど、今後の進め方についてお伺いいたします。

次に、3点目として、林野庁の資料によりますと、自然的条件に照らして林業経営に適さない人工林は、管理コストの低い針広混交林へ誘導するとなっております。林業経営に適さない人工林は市が管理するということでございます。その対応策についてお尋ねいたします。よろしく御答弁お願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 10番、宇多村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 宇多村議員の森林経営管理制度についての3点の御質問にお答えいたします。

議員も御指摘されましたけれども、森林は地球環境保全機能、土砂災害防止や土壌保全機能、水源涵養機能など、多面的な機能を有しております。森林を守りそして適正に管理していくことは重要であると考えております。

こうした中、森林経営管理制度は本年4月より施行された森林経営管理法に基づき、林

業の衰退や後継者不足などにより経営管理が行われていない森林について、適正に管理するために創設された制度でございます。

また、この制度にあわせまして、地方自治体を実施する森林整備等に要する財源として、今年度から新たに森林環境譲与税が譲与されることとなっております。

まず、1点目の森林経営管理制度の対象となる本市の森林の状況についてでございます。

森林法に基づく山口地域森林計画によりますと、国有林を除いた本市の森林面積は約9,700ヘクタールであり、そのうち制度の対象となります人工林は約2,000ヘクタールとなっております。この人工林の木の種類といたしましては、ヒノキが約40%、松が約25%、杉が約20%となっており、大半を針葉樹が占めております。また、その林齢は、ヒノキが平均約30年生で、杉と松につきましては、その半数が木材として利用可能な適齢期と言われております50年生を迎えております。

次に、2点目の森林経営管理制度の今後の進め方についてでございます。

この制度は、対象となる森林の所有者に対し、森林の管理方針についての意向調査を10年から15年の周期で実施し、その意向に基づいて森林の管理を行うものでございます。初年度であります今年度は、所有者の意向調査を計画的に実施するため、防府市森林整備計画等に基づき、適切な森林管理のための区域割を決める全体計画の作成を行ってまいります。来年度以降は、この全体計画に沿って所有者の意向調査を実施し、市へ管理の申し出があった森林について、山口県山口農林水産事務所や、山口中央森林組合と山口阿東森林組合がこの6月1日に合併してできました山口県中央森林組合等と連携し、林業経営に適した森林は経営管理の再委託を行うとともに、林業経営に適さない森林については、市が直接管理を行っていくこととしております。

最後に、3点目の林業経営に適さない人工林の市の対応策についてでございます。

議員お示しのとおり、国の方針では林業経営に適さない人工林は、針葉樹や広葉樹が混じり合った、管理コストの低い針広混交林へ誘導することとなっております。本市におきましても、この方針に沿って適切に間伐を行い、多種多様な樹種が育ちやすい自然に近い森林へ促すことにより、森林が本来持つ水源の涵養や土砂の流出防止等の多面的機能を高め、洪水や土砂災害などを防ぐ災害に強い森林づくりを推進してまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 宇多村議員。

○10番（宇多村史朗君） 御答弁ありがとうございました。

前回の一般質問での地籍調査の進捗状況の回答とあわせ、このたびの回答を通じ防府市の森林の状況がよくわかりました。ありがとうございました。

また、この制度への取組方針についても御説明をお聞きし、安心いたしました。

先ほどから御説明のありましたとおり、森林を守っていくことについては、森林所有者の高齢化などさまざまな要因により、依然厳しい状況にあることがよくわかりました。地籍調査未実施の地域の森林所有者は特に、また、将来の森林管理に不安を持たれている森林所有者の方々にとっても、この新たな制度がスタートし、林業経営に適さない森林は市が管理するなどとしたこの制度は、多くの森林所有者にとって大変受け入れやすい制度であり、安堵・安心されることと思います。

こうした中、この6月1日から山口中央森林組合と山口阿東森林組合が対等合併し、総組合員数9,084人、所有森林面積5万6,235ヘクタールの山口県中央森林組合がスタートいたしました。

森林組合は、地域の林業の中核的な担い手として、森林の健全な育成と地域経済の振興に寄与しております。近年、戦後植林された人工林が本格的な収穫時期を迎えており、森林組合への期待はますます高まっているところでございます。

本市も山口県中央森林組合としっかり連携され、いつときも早い段階で方針を定められ、森林所有者に本制度の説明会を開催されるなど、早期に対応されることを期待いたしまして、この項の私の質問を終わらせていただきます。

続きまして、2点目、市長への提言について御質問させていただきます。

現在、防府市では市政運営の参考にするため、市民の皆様のお意見、御要望の声をいろいろな方法で受けておられます。まず、市役所の市政相談課へ来訪され提言されるもの、また、防府市ホームページ内に市長への提言箱が特別に設置されておりますので、市民の方はそのホームページから市長に御自分の御意見を直接提言できる仕組みとなっておりますので、それを使いパソコンから提言するものでございます。

提言は市長が目を通した上で、担当部署でその内容を検討する流れになっております。「人・まち元気 誇り高き文化産業都市 防府」を、市民の皆様とともにつくっていくため、市民の皆様のお声を市政に反映しようという取り組みであり、とても有効な制度であると評価しております。しかしながら、ネットなどコンピューターの苦手な方々に不向きなのではと懸念しているところでもございます。

このような中、防府市では平成9年11月からわたしの提言箱を導入され、現在の設置場所は市役所1号館1階玄関ロビー、4号館1階ロビー、市内各公民館15カ所、防府文化福祉会館1階西側ロビーに設置され、その場所に置いてある提言用紙に提言などを書いて投函してもらう仕組みとなっております。市民の方々が提言しやすいように、その制度運用に当たりさまざまな配慮がされております。

そこで、この制度の運用状況について御質問いたします。

市長への提言箱とわたしの提言箱の昨年度の処理件数はどのようなようであったか、お伺いいたします。2点目として、わたしの提言箱に入った提言は、どのような手順で処理されるのか、お伺いいたします。

3点目として、公民館などに設置されているわたしの提言箱は、指定用紙に記載された提言が、封筒に入れず封印されない状態で市の市政相談課に送付されております。提出者の個人情報の保護や内容の機密性は保たれているのか、懸念しております。投函用の専用封筒を用意され、その封筒に封入し投函するよう提案したいと考えますが、いかがでしょうか。

4点目として、東京のある区では、少子高齢化社会の中、市民の利便性を考え、受取人払郵便で受取人の宛名を印刷したものを首長宛てに直接郵送提言できる、市長への手紙制度を設けている事例がございます。ぜひそのような制度を設けていただけないかと考えておりますが、いかがでしょうか。よろしく御答弁のほどお願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 生活環境部長。

○生活環境部長（原田みゆき君） 市長への提言についての4点の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の市長への提言箱及びわたしの提言箱への昨年度の処理件数についてでございます。平成30年度の市長への提言箱の処理件数は35件、わたしの提言箱は30件となっております。

次に、2点目のわたしの提言箱に入った提言の処理手順についてでございます。議員御案内のとおり、わたしの提言箱は市民の方の御意見や御提言を文書でお寄せいただくことができるように、市役所1号館1階玄関ロビーと4号館1階ロビー、市内15カ所の公民館等及び文化福祉会館1階西側ロビーの合計18カ所に、鍵つきの提言箱を設置しており、御提言をいただく際には、提言内容と住所・氏名等の必要事項を記載の上、提言箱に投函していただく仕組みとなっております。

市役所に設置してある提言箱は、毎日、市政相談課の職員が投函の有無を確認しており、公民館等におきましては公民館等の職員が確認し、提言書が投函されていた場合は、封筒に入れて市役所の逋送便により市政相談課に届くこととなっております。

提出いただいた提言書は、受付後、まず市長が目を通すこととなっており、御提言の回答については、その業務を所管する部署が作成し、原則として、受付日から14日以内に提言者に回答書を郵送することといたしております。

なお、提言者が提言内容の公表を了承された場合は、市ホームページにおいて個人情報

に配慮の上、公表いたしております。

次に、3点目のわたしの提言箱の提言者の個人情報保護や内容の機密性の保持についてでございます。提言者の個人情報は、防府市個人情報保護条例及び各種制度に基づき保護・管理いたしております。しかしながら、議員から御指摘がありましたとおり、提言書が封緘されていないことで、個人情報保護や内容の機密性の保持に懸念があるとの意見も伺っておりますので、密閉可能な提言書専用封筒を提言箱と一緒に置くことといたしました。

最後に、議員御提案の、他市で行われている市長宛てに直接郵送で提案する市長への手紙制度についてでございます。これまでも市民の方から市長宛てに郵便でお手紙をいただくこともあり、いただいた御提言につきましては、わたしの提言箱と同様に取り扱っております。

今後とも市民の皆様の御意見をしっかりと市政に反映できるよう取り組んでまいります。
以上、御答弁申し上げます。

○議長（河杉 憲二君） 宇多村議員。

○10番（宇多村史朗君） 丁寧な御回答をありがとうございました。

そこで、再質問させていただきますが、1点目の運用状況でございますが、わたしの提言箱の平成30年度の処理件数は30件とのことでございます。比較する数字がないので、一概に多いとか少ないとか判断できないのですが、少し少ないのではないかという感じがいたしております。

平成9年11月から始まったこの提言制度でございますが、制度開始から20年以上経過しております。せっかくスタートしたこの提案制度をいま一度市民の方々に思い出していただき、周知していただき、この制度をしっかりと利用していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（河杉 憲二君） 生活環境部長。

○生活環境部長（原田みゆき君） 御質問にお答えいたします。

わたしの提言箱は、平成9年11月に設置して20年以上が経過し、市長への提言箱とともに市民の皆様に定着した制度であると思っております。

市政への御意見、御提言をお寄せいただけるよう、市民の皆様にはさまざまな機会を通して周知に努めてまいりたいと存じます。

○議長（河杉 憲二君） 宇多村議員。

○10番（宇多村史朗君） 御答弁ありがとうございました。どうぞよろしく願いいたします。

また、2点目の提言の処理過程での提言者の個人情報や内容の機密性は保たれているのかにつきましては、密閉可能な提言専用の封筒を作成し、提言箱と一緒に置くとのことでございます。この提案を了解いただき、感謝申し上げます。ありがとうございました。

最後に、提案させていただきました市長宛てに直接郵送できる市長への手紙制度については、防府市ホームページ内に市長への提言箱が特別に設置されており、市民の方は、そのホームページから市長に、また、提言書で御自分の意見を直接提言いただく場合は、密閉可能な提言用紙専用の封筒に入れ、従来からあるわたしの提言箱制度を利用させていただきたいとの回答であったと理解しております。

いずれにいたしましても、市民の方々から市長宛てに直接寄せられる市長への提言は、市の広聴機能の根源として、市長みずから1通ずつ大切に目を通されることは必要なことだと思っております。

防府市では、市民の声を行政に生かすため、わたしの提言箱、市長への提言箱などを利用した制度や、また、防府市産業戦略本部や防府市農林業政策懇話会の設置など、市民の声を聴取するさまざまな仕組みを構築されております。新市長になってこんなに行政が変わってきた、さまざまな点で改善・改革が行われているとの市民の声が聞こえてくるようになりました。期待しておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。これをもちまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（河杉 憲二君） 以上で、10番、宇多村議員の質問を終わります。

○議長（河杉 憲二君） 続きまして、17番、高砂議員。

〔17番 高砂 朋子君 登壇〕

○17番（高砂 朋子君） 「公明党」の高砂でございます。

それでは、通告に従いまして3点、大きな項目について質問させていただきます。どうかよろしくお願いを申し上げます。

1点目でございますが、子どもたちの命を守る安全対策について質問をいたします。

本年5月に大津市で園児らを巻き込む痛ましい交通死傷事故が発生、先日は川崎市において通学バスを待つ子どもたちが刃物で刺され死傷するという悲惨な事件が起こり、細心の注意、対策を講じていても無抵抗な子どもたちの命が奪われるという事件・事故は、関係者のみならず多くの人に強い衝撃と深い悲しみを与えました。昨日も移動中の園児の列に車が突っ込むという事故があったばかりでございます。

警察庁によると、通学路などで13歳未満の子どもが事件などに巻き込まれた件数は、昨年、全国で573件に上っているとの報道もございました。

市内においても、通学する小・中学生と車の接触事故や冷やりとする事案は依然として続いております。

最近お聞きした事案でございますが、下校中の低学年の小学生が押しボタン式の信号機が青になり、渡ろうとしたところにトラックが急停止したということでございました。また、本年に入り、下校中の児童が不審者に体をさわられるという事案も発生しております。子どもたちの安全を、そして命をさまざまな事件・事故からどう守るのか、ソフト面、ハード面の両面からできる限りの対策を急がなくてはなりません。

そこで質問いたします。

1点目、「登下校防犯プラン」に基づく取り組みについて伺います。

平成30年6月に「登下校防犯プラン」が登下校時の子どもの安全確保に関する関係閣議で決定され、社会全体で子どもたちの安全を守るため、各自治体での取り組みが始まっています。

今回の川崎市の事件を受け、5月29日の同関係閣僚会議で通学路の安全確保の徹底、不審者情報の共有について、首相より指示が出されました。相次ぐ事件・事故を我が事として、同プランを踏まえ、早急に対策を講じる必要がございます。防府市における取り組みをお聞かせください。

アとして、通学路における危険箇所の総点検の実施状況について伺います。

イとして、登下校時における防犯対策に関する「地域の連携の場」の構築について伺います。警察、学校、自治体、地域住民、保護者等の連携・協議をさらに強化し、具体的に何をすべきか、何をしたらよいか明確にする必要がございます。

ウとして、不審者情報等の共有及び迅速な対応について伺います。

本年起きた不審者情報について、私は5月24日、防府警察署からのポリスニュースの配信で知り大変驚きました。どのような対応がなされたのか大変気になったところでございます。プライバシーに配慮しつつ、必要情報を効果的に提供し、迅速な対応により、事件・事故につながらないようにしなければなりません。本市の取り組みを伺います。

エとして、各地域で大変お世話になっている「みまもり隊」でございますが、改めて日々の献身的な活動に心より感謝申し上げます。高齢化などにより担い手不足という現状がある中、今後は多様な世代や事業者が日常活動の機会に気軽に実施できる「ながら見守り」の推進が必要ではないでしょうか。

「ながら見守り」は、地域の方々がウォーキング、ジョギング、お買い物、犬の散歩、花の水やり等、日常活動を行いながら、また事業所におかれましては日常の事業活動を行いながら、防犯の視点を持って子どもたちの見守りを行うものでございます。

オとして、改めて防犯教育の充実が求められておりますが、本市における実施状況について伺います。犯罪被害防止や交通事故防止を目的とする教育の必要性を強く感じているところがございます。

以上、5つの観点から質問いたしました。その他の取り組みがありましたら御紹介ください。

2点目でございます。通学路の安全対策について伺います。

アとして、冒頭御紹介した冷やりとした事例のほか、議会報告会において、抜け道となっている狭隘な通学路をスピードを出して走行するドライバーが大変多く、苦慮しているという声を2地域からいただきました。

ほかの地域のお話では、子どもたちが用排水路に転落したという事案も聞いております。通学路の安全対策のためにカラー舗装、ゾーン30の推進、横断歩道などの不明瞭な道路標示の整備、側溝への転落防止や歩道確保のためのガードパイプやガードレール、ラバーポール等の設置が必要だと思っております。いま一度、通学路の危険箇所への対策を早急に対応していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

イとして、保育園等のお散歩コースへの配慮について伺います。

大津市の事故を受け、保育園等のお散歩コースの安全対策に注目が集まっております。カラー舗装のほか、安全対策の御要望等が寄せられた際は、ぜひとも前向きに検討していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（河杉 憲二君） 17番、高砂議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 私からは高砂議員の、子どもたちの命を守る安全対策についての2点の御質問のうち、2点目の通学路等の安全対策についてお答えいたします。

私は、子どもたちの安心・安全、通学路の安全対策は最重要事項であり、通学路の安全確保に集中的に取り組んでいきたいと考えております。このため、今年度予算におきましては、子どもたちの安心・安全のため、通学路の安全対策を重点事業として位置づけ、現地の調査に基づきまして、通学路周辺のカラー舗装や側溝整備を優先して実施することとしております。

議員御要望の通学路カラー舗装の実施状況につきましては、平成19年度にカラー舗装を始めてから平成30年度末までに小学校区で約17キロメートル、中学校区で約8キロメートルの合計約25キロメートルを整備しており、今年度も子どもたちや交通量が増えた通学路を重点的に整備を進めているところでございます。

また、ゾーン30につきましては、山口県公安委員会と連携して、これまでも上天神地区、八王子地区を指定し、狭窄や路面標示などを整備して歩行者や自転車の安全確保に努めてまいりました。ゾーン30の整備後は人身事故の減少、車両速度の低下等の効果があることから、今後も防府警察署、山口県公安委員会と連携して、子どもたちの安心・安全のため、必要な地域でエリアの拡大に努めてまいります。

次に、保育園のお散歩コースへの配慮についてでございます。

このたびの大津市の事故につきましては、私も大変心を痛めております。通学路の安全対策につきましては、最重要事項として取り組んでおりますが、このたびの事故を受け、早速、交通量の多い市道交差点の緊急点検を行ったところでございます。

こうした中、保育園等から安全対策の要望を受けたところにつきましては、現場を確認した上でラバーポール等を設置し、早急に対応しているところでございます。

今後も子どもたちの安心・安全を第一に、通学路等の安全対策を充実させるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 教育長。

〔教育長 江山 稔君 登壇〕

○教育長（江山 稔君） 私からは、1点目の「登下校防犯プラン」に基づく取り組みについてお答えいたします。

子どもたちの安心・安全につきましては、先ほど市長も言われたとおり、私も大変重要なものであると考えております。

通学路の危険箇所点検につきましては毎年行っているところでございますが、新潟市において昨年5月に下校中の児童が襲われ命を落とすという痛ましい事件が発生したことを受け、昨年6月、国が取りまとめた「登下校防犯プラン」に基づき、本市においても関係機関と連携し、昨年10月に通学路における防犯の観点による緊急合同点検を実施いたしました。

各小学校から報告を受けた危険箇所には、周囲から見えにくく連れ込まれやすい場所がある箇所、付近に助けを求められるような住宅街が少ない箇所、子どもが一人になったときに周囲の目が届かない箇所、路上に死角があり犯罪が起きても見えにくい箇所などがございました。

教育委員会では、こうした危険箇所について、関係機関である小学校、防府警察署、最寄りの交番、市関係部署に加え、PTA、保護者、地域住民の協力を得て市内57カ所の緊急合同点検を実施し、対策案を検討いたしました。

具体的な対策案の検討の結果、ボランティアの見守り強化、児童への注意喚起、空き家等の所有者への適正管理の依頼、通学路の変更の検討、自治会への外灯設置の依頼などが必要と思われ、教育委員会では関係機関と連携し、児童の安全確保への取り組みの強化を図っているところでございます。

次に、防犯対策に関する「地域連携の場」の構築についてお答えします。

現在、防犯対策に関する地域連携の場として、市内の小・中学校では学校運営協議会や地域協育ネット等の会議において、子どもたちが安心・安全に通える学校づくりについて積極的に協議をしております。

また、先ほども申しましたとおり、昨年5月の新潟市での痛ましい事件を受け、市内の各小学校では改めて教職員や児童、保護者、地域の方々で安全点検及び意見の集約を行い、各学校独自の学校安全マップを作成したところでございます。このマップには、防犯を含む生活安全に関する情報が記載されており、学校や保護者、地域のみまもり隊等とこの情報を共有することで防犯対策につなげております。今後も、これまで同様、地域連携の場を広げ、充実させてまいりたいと考えております。

続きまして、不審者情報等の共有及び迅速な対応についてお答えします。

不審者等の情報の周知につきましては、学校から保護者への携帯メールによる情報配信システムを防府市内全ての公立小・中学校に整備しております。

さらに、緊急事案が発生した際には、県教委と県警とが連携し構築しております緊急通報システムを利用して、警察や教育委員会から学校へ情報を共有できる体制を整えております。なお、その際には議員御指摘のとおり、子どもの命を第一に考えた上で、個人のプライバシーには十分配慮して配信することとしております。

次に、多様な世代や事業者が日常活動の機会に気軽に実施できる「ながら見守り」の推進についてお答えします。

「ながら見守り」は、みまもり隊による見守り活動に加え、ウォーキングやジョギング、花の水やり等の日常活動を行いながら、防犯の視点を持って見守りを行う活動です。

教育委員会といたしましても、議員御指摘のとおり「ながら見守り」の推進は大切であると考えておりますので、この取り組みを社会全体に広げるように学校や保護者とのつながりをより一層深めながら、地域の自治会にも協力を求め、地域の子どもたちは地域で守るという意識の醸成を図りたいと考えております。

最後に、防犯教育の実施状況についてお答えいたします。

各学校においては、子どもたちの危険予測能力や危険回避能力の育成を図るために、イラストや写真を活用し、その中に潜む危険や起こりそうな事件・事故を子どもたちに予測

させ、その回避能力を習得する危険予測学習（KYT）や、学校に不審者が侵入した場合の避難及び不審者に遭遇した場合の対応を習得するための訓練を実施しております。今後も各小・中学校長と連携を図りながら、防犯教育のさらなる取り組みを進めてまいります。

教育委員会といたしましては、学校や地域、関係機関と連携し、子どもたちの安心・安全を守るための活動を引き続き強化していきたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（河杉 憲二君） 高砂議員。

○17番（高砂 朋子君） 「登下校防犯プラン」について、教育長より防府市の取り組みをお答えいただきました。子どもたちの安全確保は安心・安全な社会のかなめである、こういった言葉から「登下校防犯プラン」は始まっております。社会全体で子どもの安全を守るために、いま一度あらゆる対策に迅速に取り組むことが求められているというところがございます。ぜひともよろしくお願いをしたいと思っております。

私も子どもたちに優しい目を向けて、しっかり見守る姿勢で日々過ごしてまいりたいと思っているところがございます。

御答弁の中で、総点検によって危険箇所が57カ所という御答弁がございました。あらゆるところと連携をして、対策案を検討・協議をされたということもございました。こういったことを通して、いろんな事件が起きる中で、ぜひとも未然に防止できるように、また抑止力の発信になるように、ぜひともお願いをしたいということを思っているところがございます。

先ほど危険な箇所のマップを作成したというような御答弁もあったかと思いますが、先日、テレビ報道では、危険な箇所のマップは、ぜひとも写真付きのマップですべきだというふうな専門的な御意見を言われていた方がいらっしゃいました。普通のマップでは、子どもたちはなかなか認識がしにくいんだということです。写真付きにすれば「ああ、あの道だなあ」とか「あの場所だな」ということがわかりやすいのではないか、そういった専門家の御意見もございましたので、また御参考にしていただければと思っているところがございます。

では、再質問をさせていただきます。

先ほど「ながら見守り」について、いろいろ御答弁があったわけですが、これからたくさんの方の市民の方に周知をしていかななくてはならないというふうに思っているわけですが、何か具体的にどのように啓発されていかれるか、お考えがありましたら御答弁をいただければと思います。

○議長（河杉 憲二君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） 先ほども答弁申し上げましたとおり、まずは学校のほうでしっかりと子どもたちと保護者に伝えること、それから今、学校運営協議会でコミュニティ・スクールをやっておりますので、そこから地域への広がり、それから今、みまもり隊の方々にもお願いしておりますので、そういった方々と、あとは公民館等を使った場面での――校長等がいろんなところに出かけますので、そういったところをお願いしていくと。それから、教育委員会としても、そういった会合等を使ってしっかりと、お願いという形になりますが、いろんな場を捉えてやっていこうと考えております。

○議長（河杉 憲二君） 高砂議員。

○17番（高砂 朋子君） 防府市におきましては、各学校にコミュニティ・スクール、運営協議会等、さまざまな子どもたちを守る仕組み、地域のお支えがあることは本当に素晴らしいことだろうと思っております。もちろん、みまもり隊の方々の御苦勞もあつてのことだと思ふんですけれども、そういった方々からお願いをしていきたいということでございました。

このたびの関係閣僚会議において、警察官による重点的な警戒、パトロールを行うとともに、地域住民による見守り活動との連携を密にしてほしいという要請が出されております。

先日、私が受け取りましたポリスニュース配信でも、「ながら見守り」で地域の子どもは地域で守っていきましようと呼びかけがあったわけでございます。防府市メールサービスというシステムもございますので、定期的な呼びかけをするのも一案ではないかと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

先日、ある企業の代表の方が毎出勤後、会社の前で草取りをしたり、掃除などを行っているんだと。そうすると、登校中の子どもたちが通るので、そこで子どもたちに「おはよう」と声をかけている、「頑張れよ」と言うこともあると、そういったことをおっしゃっております。

ほかの市の例をちょっと御紹介をいたしますけれども、北九州市においては「ながら見守り」に加えて、「窓から見守り」というのを推進しているようです。「窓から見守り」というのは、子どもの登下校の時間帯に自宅の窓や会社から、一息入れながら何気に子どもを見守っていく取り組みということでございます。市民向けのチラシも作成されておまして――こういったものなんですけれども、大変わかりやすく書いてございます。よかったら後で教育長にお渡ししようかとも思ふんですけれども。

こういった「窓から見守り」、そして「ながら見守り」を推進しておる北九州市、この中に、どのような効果があるのということが書いてございまして、犯罪者に対して北九州

市では、どこかで誰かが見ていると認識させることによって地域の犯罪抑止力アップが期待されます、こういったことが書いてあるわけでございます。このようなチラシを全戸配布することも周知になっていくのではないかと考えているところでございます。御提案をしておきたいと思っております。

越谷市におきましては、「ながら見守り」に加えて、「ただ玄関先に出てみる」見守りというのを呼びかけているということでございました。そういったさまざまな形で関係者の皆様のみならず、市民の皆様、多くの方にこの「ながら見守り」を知っていただく、また行動に移していただく、そういったことが必要ではないかということを思っているところでございます。

突然ですけれど、池田市長さんにちょっと御質問をさせていただきたいというか、お願いのような形になりますけれども。

市長さんは、日ごろからよく歩かれたりとかジョギングをされたり、早朝から動かれている、子どもたちにも声をかけているということを聞いておりますけれども、ぜひともこの市民総ぐるみの「ながら見守り」の隊長さんに御就任していただいて、一人でも多くの方で子どもたちを守っていくと、そういった取り組みをぜひとも発信していただきたいと思っているんですけれども、こういったことに対して市長さんのお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（河杉 憲二君） 市長。

○市長（池田 豊君） 「ながら見守り」ということでございました。

私もジョギングをして、教育委員会にも言ってるんですけれども「校長がかわると子どもたちが挨拶する地区としない地区があらわれる」とか言っていますけれども。今、毎朝、集団登校の子どもたちを見ていて「ある子どもがきょうはいなかった。どうなのかなあ」というふうなちょっと気になることもあって、後ろをついて歩かれるみまもり隊の方に聞いたりするんですけれども。

やっぱり市民の皆さんがしっかりと市民の運動としてしないと、一時期、声をかけたら「それが犯罪じゃないか」ということもありましたから、市民全体でそういうふうな形で声をかけるんだとか、そういう見守るといふか、何かあったら通報するとかいう体制をとることはまた重要なことだと思いますので、今、御提案がありましたけれども、そういうふうになれば——隊長といいますけれど、実行の事務局ぐらいはやりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 高砂議員。

○17番（高砂 朋子君） ぜひとも市民総ぐるみの「ながら見守り」の推進に、市長さ

んの旗を振っていただきたいということをお願いをしておきたいと思います。

それから、次の質問をさせていただきます。

防府市みまもり隊の設置支援事業の実施要綱についてでございますけれども、支給する用品の種類、第4条には、ジャンパー、ベスト、その他市長が必要と認める消耗品となっております。議会報告会の個別相談の中で、みまもり隊の方々の御苦勞をいろいろ聞かせていただいたわけでございますけれども、支給品に帽子を加えていただけないかということございました。ジャンパー、ベストに加え、帽子をそろえることによって、より目立つのではないかとございまして。目立つということは、先ほどから申し上げている抑止力につながる、そういったことだと思っております。この点についてはいかがでしょうか。

○議長（河杉 憲二君） 教育部長。

○教育部長（林 慎一君） お答えをさせていただきます。

ただいま議員のほうから御案内がありましたとおり、帽子については抑止力になるのではないかとございまして。確かにそういう面があろうかと思えます。つきましては、みまもり隊の皆さんのお声をしっかりお聞きいたしまして、他市の状況等も見ながら今後検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（河杉 憲二君） 高砂議員。

○17番（高砂 朋子君） 他市の様子を見られなくてもよいのではないかと。私たちの市で、私たちが子どもたちを守っていくとございまして、早急にやっていたらと思っているところでございます。

それから、次でございますけれども、大変御苦勞いただいているスクールガード・リーダーの方々の御活躍の様子をここで聞きしたいと思えます。よろしくお聞きいたします。

○議長（河杉 憲二君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） スクールガード・リーダーについての御質問にお答えいたします。

本市においては、学校や通学路における事件・事故が大きな問題となっている近年の状況を踏まえて、子どもたちが安心して教育を受けられるよう、家庭や地域の関係機関、団体と連携しながら、学校の安全管理に関する取り組みを一層強化するために、警察職員OBである2名のスクールガード・リーダーを配置しております。

主な活動内容といたしましては、不審者対応訓練等での児童・生徒への具体的な指導や、危機管理マニュアルや学校安全計画の作成時の助言、また県の少年安全サポーターと連携

して全ての小・中学校の巡回訪問や地域巡視を行っていただいております。

以上であります。

○議長（河杉 憲二君） 高砂議員。

○17番（高砂 朋子君） このスクールガード・リーダーの方々の存在も大変大きく——ただ、2名ということですので、担当されている学校も大変多いわけですので。こういった方々の御苦勞を考えると、また増やしていくということも重要ではないか、またスクールガードの方々、ボランティアの方々も意識をしていただく方々を増やしていくといったことも必要ではないかと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それから、通学路の安全対策については、さまざまな取り組みを御紹介していただきました。

通学路のカラー舗装の導入については、私ども平成17年9月、そして18年の6月の一般質問において提案をさせていただき、19年度より小学校周辺の通学路から実施をしていただきました。22年3月には中学校周辺にもと拡充を要望いたしまして、現在、野島地域を除く全小・中学校周辺に広がり延伸されていることに、心から感謝を申し上げておきたいと思っております。本当にありがとうございます。

先ほどの御答弁によりますと、計25キロメートル、また危険箇所は延伸もしていくということでしたので、ぜひともよろしく願いをいたします。

あわせて、ゾーン30のことも大変効果があるということで、エリア拡大をするということですので、地域の皆様方の御要望にしっかりと応えていただきたいと思いますし、子どもたちの安全を守るためのいろいろな施策を講じていただければと思っております。

また、幼稚園や保育園等からの周辺市道へのさまざまな御要望がありましたら、先ほど御答弁にありましたけれども、ぜひとも丁寧に対応していただきたいと思います。

先日、集中的な雨が降った早朝、ある中学校のすぐそばの用水路が増水をいたしまして、市道との境がわからず自転車に乗った方が転落、危うく流されそうになったところを近所の方が救助され救急車で運ばれたと、そういったことがあったようでございます。通学時間帯であれば、子どもたちが巻き込まれていたという声も聞かれました。そういったことをお聞きいたしましたので、早速、安全対策を——とりあえずのところでございますけれども、安全対策をお願いしたところでございます。

通学路の安全対策に関して、PTAの方々はもちろん、見守りの方々をはじめ、強い関心を持っていらっしゃる市民の方々がたくさんいらっしゃいます。今後、個々の御相談が

増えてくると思いますが、ぜひとも丁寧に対応していただき、子どもたちの安全を守っていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

また、道路環境だけでなく、先日からたくさん報道がされておりますけれども、運転マナーの悪い方、また高齢者の運転技能の低下によるいろいろな問題、そういったことに対しても大変注意をし、またこの問題に対して力を注いでいただきたいということをお願いしておきたいと思います。

子どもたちの命を守るため、ソフト面、ハード面、両面から質問をさせていただきました。子どもたちに優しい心を向けられる防府市でありますよう、強く願い、この項の質問は終わりたいと思います。

2項目目でございます。防府市文化財郷土資料館の整備・運営についてお尋ねをいたします。

教育民生委員会の閉会中の所管事務調査において、防府市文化財郷土資料館を視察させていただきました。

同資料館は、市立図書館のルルサスへの移設後、平成20年4月に開設されております。1階には、展示ホール、道具や遺物の置き場、遺物洗浄室、木器保存室等、2階には、展示室、収蔵スペース、書庫、講座室等、そして文化財課があり、3階は、収蔵スペース、整理室、文化・スポーツ課と体育協会、文化協会がございます。

図書館として設計された建物を資料館として使用していくことの御不便がある中で、歴史ある出土遺物や古文書、その他の資料の収集、洗浄、選別、そして活用、展示、保存等、全ての作業をこの建物内で行っておられる様子を教えていただきました。

開設10年を超えた同資料館、現状を踏まえ、今後のさらなる展開のために積極的な施策を講じることの必要性を強く感じたところでございます。

そこで質問をいたします。

1として、館内における収蔵状況と新たな収蔵スペース設置の必要性について伺います。

膨大な出土遺物はこれからもさらに増えていきますし、その他郷土の大切な資料を今後どのように整理・収蔵し、保存・管理していくか、大きな課題でございます。館外に新たな収蔵スペースの確保が必要ではないでしょうか。

2点目として、展示コーナーの充実について伺います。

今回の視察で、多くの貴重な収蔵物の展示に大変御苦労されていると感じました。今年度より観覧料が無料となり、より多くの方々に防府の歴史や文化に親しんでいただくためにも展示室内のさらなる内容の充実が必要と考えますが、いかがでしょうか。

また、資料館の建物は旧図書館であり、文化財を展示するための専用施設ではなく、ま

た収蔵等のスペースと事務スペースが混在し雑然としているため、来館されたお客様は展示コーナーがどこにあるかわかりづらいのではないかと思います。展示コーナーへの誘導案内や受付などの表示の改善が必要ではないでしょうか。

3点目として、専門職の配置について伺います。

多種多様な資料が収蔵されていることを考えると、今後、収蔵してある資料を活用し、より充実した展示を行っていくために、現在の職員の皆様に加え、嘱託職員等の配置や専門的な見地からのアドバイス等をしてくださる方の御意見を聞くことも必要ではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

以上、御所見を伺います。

○議長（河杉 憲二君） 教育部長。

○教育部長（林 慎一君） 防府市文化財郷土資料館の整備・運営についての御質問にお答えをいたします。

まず、館内における収蔵状況と新たな収蔵スペース設置の必要性についての御質問でございますが、現在、資料館内に周防国府跡や下右田遺跡などの発掘調査で出土した遺物をコンテナ数で約7,300箱、農具や生活用品などの民俗資料を約1,200点、古文書などの歴史資料を約6,200点収蔵しております。

また、英雲荘の敷地内にある海洋民俗資料収蔵庫など、資料館以外の施設などにも数多くの文化財を収蔵しておるところでございます。

発掘調査等により年々増える遺物や歴史資料は、資料館を中心に整理・保存しておりますが、文化財として永年保存する必要がございますので、その保管場所について大変苦慮しておるところでございます。

つきましては、今後、新たな保管スペースを確保する必要があるところでございますが、財政健全化を目指している現在、収蔵庫として新たに施設を建設することは困難な状況でございますので、まずは活用されていない市の施設を全庁的に調査するとともに、公共施設再編の取り組みの中で、統廃合される施設の保管場所としての活用について検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、展示コーナーの充実についての御質問にお答えをいたします。

文化財郷土資料館は、本市の歴史、民俗、考古学等に関する資料の保存・活用を図り、郷土愛を育むことを目的に設置しているものであり、これまでも常設の展示や企画展、巡回展を開催してまいりました。

さらに、本年4月からは多くの方に来館していただき、郷土の歴史や文化について、より親しんでいただくため、観覧料の無料化を実施いたしております。

一方、展示については開館以来、展示内容の大幅なりニューアルなどは行っておらず、また展示コーナーへの案内表示がわかりづらいといった御意見もいただいております。展示物の説明につきましては、以前、議員から御指摘もいただきましたことから、わかりやすい解説パネルを設置するなど改善に取り組んでいるところでございます。

今後も具体的な説明文を表示するなど展示内容や展示方法等を検討し、また展示コーナーへの案内等についても、来館された方の立場に立ったわかりやすい案内表示等を設置するなどして観覧者に満足していただけるよう、資料館の充実に努めてまいりたいと考えております。

最後に、専門職の配置についての御質問にお答えいたします。

現在、文化財課には正職員の専門員が6名おりますが、発掘調査や各種文化財調査、文化財施設に関する業務等に従事しているため、展示に関する業務が十分とは言えない状況でございます。しかしながら、文化財資料の展示は、市民に文化財の保存・活用への理解を深めていただく方策として重要なものでございます。

議員御提案の嘱託職員等の配置や展示に関して、専門的な見地からアドバイスを受けることは、資料館の充実を図っていく上で必要なことと考えております。今後、雇用に限らず、文化財活動にかかわる団体の方からアイデアをいただくなど、専門的な知識を持った方のアドバイスを受けながら、文化財資料を活用し、よりよい展示ができるよう努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（河杉 憲二君） 高砂議員。

○17番（高砂 朋子君） ありがとうございます。

現在の収蔵数を教えていただきましたけれども、かなりの数を保有していらっしゃるということでございます。

私ども委員会で行きましたときも、このくらいでしたでしょうか、こういったオレンジ色の箱が本当に天井近くまで積み上げていらっしゃるお部屋がたくさんございまして、そこを縫うように入りまして説明を受けたわけでございます。整理・分別した後に、保存にもいろいろな区別があることを教えていただいたわけですがけれども、保管場所は別の場所でも大丈夫な物というものもたくさんあるのではないかと思われました。

御答弁にありましたように、既存の公共施設をしっかりと活用されて、いろいろなスペースを確保しながら運営をしていただくということが好ましいのではないかと考えておりますので、新たな収蔵スペースをつくってくださいとは申し上げませんが、確保していくというところをしっかりとお願いしたいと考えております。

展示コーナーについても、ファンの方が確かにいらっしゃるわけです。いろいろお聞きしますと、県外からも来られるということでございました。せっかく来られて、やっぱり説明文がなかったりとか十分な展示ができていなかったら「ああ、もうちょっと見たかったかなあ」とか「ちょっと寂しいな」と思われる方も——これは私の心の声ですけれども、いらっしゃるかもわかりません。

そういったことを考えると、展示コーナーに関しての専門職をしっかり配置をして充実をさせていくということが大事ではないでしょうか。御提案をさせていただきましたので、ぜひとも御検討していただければと思います。

ちょっと質問を3点ばかりいたしますが、展示室への入場者数の推移を教えてくださいませんか。

○議長（河杉 憲二君） 教育部長。

○教育部長（林 慎一君） お答えをいたします。

文化財郷土資料館の展示室への入場者数につきましては、平成28年度が708人、平成29年度は1,557人、平成30年度が917人となっております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 高砂議員。

○17番（高砂 朋子君） 1,500名が来られた年もあったということでございます。さらに、いろいろな工夫をしていただいて来館者、市内外の方々に見ていただければと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

来館者が展示内容の説明を希望した場合はお願いできるのかということ、小さいことではございますけれども、よろしく願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 教育部長。

○教育部長（林 慎一君） お答えいたします。

現在、来館時に窓口でお申し出いただき、専門員が対応しておるところでございます。

なお、調査等で専門員が不在となることもあろうかと思いますが、事前に御連絡をいただきましたら、可能な限り調整して対応したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 高砂議員。

○17番（高砂 朋子君） 先日の視察の折も、専門の方が私たち議員に一つ一つ丁寧に展示物の説明をしてくださいました。説明をしていただいて初めてわかるすごさということもございます。希望された場合は対応しているということでございましたので、これからもよろしく願いをいたします。

3つ目の質問ですけれども、これまでに子どもたちへ向けた体験イベント等はされたことがあるのかどうかということでございますが、お願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 教育部長。

○教育部長（林 慎一君） お答えいたします。

体験イベントについては、子どもさんも参加していただけるイベントを例年1回から2回程度、発掘現場や文化財郷土資料館などにおいて開催をしております。

昨年度は、6月に作業進行中の周防国府跡で市民発掘体験を、8月には小学生を対象に、昔にふれる！もようで遊ぼう！として瓦の模様を探し、写しを取ってしおりをつくるというようなイベントを開催しております。体験イベントは、実際に文化財に触れていただく機会でもあり、参加された皆さんにも大変好評で文化財を身近に感じていただく場というふうになっております。

本年度につきましては、12月ごろ車塚古墳のほうで、古墳を発掘する体験イベントを行う予定としております。また、イベントではございませんが、毎年、中学校や高等学校の職場体験を受け入れておるところでございますが、その中でも発掘作業等の体験をしてもらっているところがございます。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 高砂議員。

○17番（高砂 朋子君） 足を運んでの現地での発掘調査等の体験イベント等があることを教えていただきました。

私も大道で発掘調査が行われましたときに、子どもたちを連れて発掘に行った思い出は本当に鮮明に残っておりますし、いつでもできる体験ではございませんでしたので、子どもたちにとっても、よい思い出になったのではないかと考えているところがございます。

そこで私、先日、館内を歩きまして思ったのは、夏休みに例えば、出土遺物の洗浄や修復体験などを企画するのもおもしろいのではないかというふうに思いました。実際に洗浄されているところ、また修復されたものを間近で見まして、これも貴重な経験だなあと感じたところがございます。どうか御検討していただければと思います。

文化財の保存と活用ということに視点を置いて今回、質問をさせていただきました。私たちにとって防府市という身近な地域からの出土遺物等を記録・保存することに加えて、展示や公開など活用にもしっかりと力を注いでいただきたいことを要望して、この項は終わります。よろしく願いをいたします。

それでは、3項目めでございます。トイレ環境の整備について質問をいたします。

トイレ環境の整備については、これまで小・中学校トイレの洋式化、公共施設の多目的

トイレ化、防災マンホールトイレの設置など多方面から取り上げさせていただきました。

今回は、文化福祉会館併設の屋外トイレの更新について伺います。

5月に開催された庁舎建設調査特別委員会において、新庁舎に文化福祉会館機能を複合化し、文化福祉会館は解体、跡地は防災公園や駐車場として活用との説明がございました。

現在、公会堂のリニューアル工事も進められており、文化福祉会館跡地の活用は新しい公会堂とともに、まちづくりに大きく寄与できる場所となることが期待されます。

防災公園となれば、トイレ環境の充実は必須であり、マンホールトイレも必要になってくるかと思えます。マンホールトイレについては、水源の確保——この場所であれば、雨水貯留施設の設置が必要になりますし、下水道管の耐震化も重要になってまいります。こういったことも視野に入れた公園をぜひとも整備していただきたいことを要望しておきたいと思えます。

今回お伺いしたいのは、現在、併設されている屋外トイレは、その際どのようなようにされるお考えなのかということでございます。

現在、安全管理上、当面の間閉鎖しますとの案内が張り出されており、通常使用はされておられません。当時としては大変おしゃれな建物だったと思いますが、かなり老朽化しており、バリアフリーの観点からは大変使いづらいトイレでございます。

文化福祉会館解体時、併設の屋外トイレは多くの方々の健康福祉向上のため、跡地の有効な活用のため、ユニバーサルデザインに配慮したトイレへの更新がぜひとも必要ではないかと思っているところでございます。御所見を伺います。

○議長（河杉 憲二君） 市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 文化福祉会館に併設されております屋外トイレの更新についてのお尋ねにお答えいたします。

先月の庁舎建設調査特別委員会でお示ししたとおり、将来的に防災公園にする場合には現在の屋外トイレも解体いたしまして、防災公園にふさわしいトイレのあり方、機能について、しっかり検討して整備していきたいと考えております。

○議長（河杉 憲二君） 高砂議員。

○17番（高砂 朋子君） 防災公園にふさわしいトイレのあり方や機能について、しっかり検討していくということの御答弁でございました。

トイレ環境がよいところに人は集まります。しっかり検討していただきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いをいたします。

子どもから高齢者まで年代の違いがあります。また、車椅子や、またオストメイトの

方々もいらっしゃいます。さまざまな障害を持っておられる方がいらっしゃるわけです。トランスジェンダーへの配慮も必要な時代になってまいりました。また、乳幼児連れの人、お母さんだけとは限らないわけです。お父さんがおむつがえをする場合もあるということでございます。

それから、介助が必要な方もいらっしゃいます。この場合は異性の介護者が必要になることもあるということになります。こういった多様性の社会にどうトイレを対応させていくか、これからのトイレはどうあるべきかという議論が今進んでいるところでございます。

これまで多機能トイレの設置が進み周知されてきたわけですがけれども、こういった多様性社会の中で全国的にはそこに集中してきており、新たな問題が起きているというのが現実でございます。

新庁舎においてもそうですけれども、これからのトイレ整備に関しては人権意識を根底に誰もが安心して快適に使えるよう、そして災害対応も考慮したトイレとなることを要望し、質問を終わります。

以上で、私の3点の質問を終わらせていただきます。どうかよろしくお願いをいたします。

○議長（河杉 憲二君） 以上で、17番、高砂議員の質問を終わります。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩といたします。

午前11時59分 休憩

午後 0時59分 開議

○議長（河杉 憲二君） それではもう皆さんおそろいですので、休憩を閉じて会議を再開いたします。

次は、16番、山根議員。

〔16番 山根 祐二君 登壇〕

○16番（山根 祐二君） 「公明党」の山根祐二でございます。通告の順に従って質問をいたします。

最初に、所有者不明土地について質問いたします。

人口減少や高齢化の進展、また地方から都市部への人口移動などもあり、土地の所有意識の希薄化が強まり、所有者不明土地が全国的に増加しています。所有者不明土地とは、不動産登記簿等により調査しても所有者が判明しない、または判明しても連絡がつかない土地を言います。

なぜ所有者が特定できなくなるのか、それは土地の相続人が所有者の変更について登記

簿に記載する義務がないことが密接にかかわっています。売買による所有権移転であれば、移転後の登記をしないことはまずありませんが、相続となると、権利関係を外部に示す必要がなければ、現に利用し居住する者が実際の所有者であり、登記しなくても実生活には影響はありません。相続により多数の相続人がいる場合は、遺産分割協議の不調や多額の費用が発生するために時間がかかり、そのまま放置されるケースが全国で多発しています。いざ、権利関係を明確にしようとしても、所有者が特定できなくなる場合があります。

さて、所有者不明土地の現状ですが、全国で20%、約410万ヘクタールと推計されています。これは、367.5万ヘクタールの九州本土を大きく超えています。しかも、さらに増え続けるという指摘もあります。

そこで、所有者不明土地を有効に利用するため、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法が2018年6月成立し、2019年6月に全面施行されます。資本主義の大原則である私有財産制度を、一定の条件下であっても国や自治体といった公的機関にその利用を認める制度ができたことは、極めて異例です。内容は、不動産登記簿などの公簿情報により、調査してもなお所有者が判明しない、または判明しても連絡がつかない土地について、都道府県知事の判断で、最長10年間の利用権を設定することができ、公園や仮設道路、文化施設などの公益目的に限って利用することを可能にするものです。

この制度が施行されると、各自治体が利用権を速やかに設定することで、利用の進まなかった土地に公園や道路、駐車場や地元特産物の直売所などをつくるできるようになります。さらに、公共工事の妨げになっている土地については、所有者不明であることを前提として、各都道府県の収用委員会の審理を経ることなく、所有権を取得できるという強制措置も盛り込まれています。

このたび施行される特別措置法によって、所有者不明土地の利用を促進するとともに土地所有者の把握を進め、その先に新たに所有者不明土地が発生しないようにするために、登記を義務づけることが最終的ゴールとなります。その前段として、2019年5月17日、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律が成立しました。半年後、あるいは政令で定める日に施行される予定です。

この法律の目的は、不動産登記簿のうち土地の所在、地積、所有者などが記載される表題部の内容が曖昧で、変則型と呼ばれている登記を解消することです。例えば、所有者が「〇〇太郎ほか3名」とか、所在が住所でなく集落名になっているもので、これでは所有者の探索は困難となります。

こうした現状に対し、法律は登記官が職権で所有者を探索できるようにし、さらに土地勘や専門知識のある自治体職員OBや土地家屋調査士などを探索委員として任命できるよ

うにしました。登記官と探索委員は、所有者の許可なしに戸籍や固定資産課税台帳を閲覧し、実地調査もします。所有者が判明すれば登記官は登記簿を更新するが、不明の場合は、裁判所の指定する弁護士や司法書士らが管理者として土地を管理する制度も創設しました。その管理者は、裁判所の許可を受けて、公共工事や民間企業の再開発事業などのために土地を売却することもできます。売却代金は法務局に供託され、所有者が判明すれば渡されます。

変則登記の解消は、負の遺産の整理となりますが、政府は2020年に向けて、所有者不明を生まないための相続登記の義務化や、登記簿と戸籍との連携による所有者情報の把握など、登記制度の改革を進めていきます。

そこで、質問をいたします。

1、土地の所有者不明化によって、問題が生じたことがありますでしょうか。あれば、具体的内容をお示しください。

2、固定資産税納税義務者の死亡後、相続登記が行われていない事案は何件ありますでしょうか。また、それは納税義務者全体に占める人数比率はどのようになっていますか。

3、納税義務者が死亡したとき、また行方不明となったときはどうしているのでしょうか。公示送達という手段もありますが、状況はいかがでしょうか。

4、登記簿の表題部所有者不明土地調査については、どのように取り組むお考えでしょうか。

以上、御答弁お願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 16番、山根議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 山根議員の所有者不明土地についての4点の御質問にお答えいたします。

所有者が判明しない、または判明しても連絡がつかない土地、いわゆる所有者不明土地が近年増加し、公共事業の推進等のさまざまな場面で支障を生ずるなど、全国的に大きな問題となっております。本市においても、所有者不明土地に関する問題が発生しており、私も早急に対策が必要な課題であると認識しております。

こうした中、議員御案内のとおり、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法が今月1日から全面施行されるなど、所有者不明土地問題の解消に向けた法整備等が進められているところでございます。

まず、御質問の1点目、土地の所有者不明化によって問題が生じたことがあるかについてです。

本市におきましても、全国的な問題と同様、固定資産税を賦課徴収する際に、所有者と連絡がつかず、徴収困難となっている事例がございます。また、土地の雑草繁茂などに對し、所有者に適正管理を依頼しようにも、所有者が不明のため対応できない事例がございます。

次に、2点目及び3点目、あわせて御答弁させていただきます。

土地に関する固定資産税の納税義務者についてでございます。納税義務者が亡くなられた場合の手續として、まず、次年度以降の納税義務者を定める必要がございます。新たな納税義務者となられる方は、相続登記が行われた場合は登記名義人となります。また、相続登記が行われない場合は相続人となります。なお、相続人が複数いらっしゃる場合は、相続人代表者へ納税通知書を送付することとなります。

一方、相続人が不明な場合の納税義務者は、民法の規定による相続財産法人となります。この場合において、家庭裁判所により相続財産の管理人が選任されたときは、管理人の方へ納税通知書を送付いたしますが、選任されない場合には、公告をもって納税通知書が届いたこととなる公示送達を行っております。

相続登記が行われていない事案といたしましては、平成30年度賦課においては、相続人代表者が3,907人、相続財産法人が51人で、合計3,958人となっております。全体に占める割合は、約8.5%となっております。

次に、納税義務者の所在が不明で、納税通知書が返戻されたものにつきましては、宛先調査を行いますが、それでも送付すべき場所が判明しない場合は、公示送達を行っております。平成30年度に公示送達を行った人数は、先ほど申し上げました相続財産法人の場合の公示送達と合わせまして、69人となっております。

次に、御質問の4点目、登記簿の表題部所有者不明土地調査についてでございます。

表題部所有者不明土地の所有者の探索等に関する制度として、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律が、先月24日に公布されました。この法律は、先ほど議員から御説明のありましたとおり、登記官の職権による所有者等の調査・特定及び登記、調査をしても所有者等を特定できなかった土地は、裁判所の選任した管理者による管理を可能とするものでございます。

本市の取り組みといたしましては、登記官の職権による所有者等の調査の際に、その求めに応じてでき得る限りの情報提供に努め、所有者の特定に協力してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、関係法令の整備をはじめとした所有者不明土地問題の解消に向けた取り組みが、国において進められておりますことから、本市といたしましては、こ

うした国の動向を注視するとともに、法務局等の関係機関と連携しながら、市が行うべきことについてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げました。よろしくお願ひいたします。

○議長（河杉 憲二君） 山根議員。

○16番（山根 祐二君） 御答弁ありがとうございます。

具体的に生じた問題、土地の所有者不明化によって生じた問題ということで、市においても先ほど答弁をいただきました。市長におかれましては、早急な対応が必要と考えるということでもございました。

国土交通省が平成29年6月に発表したところによりますと、権利者多数であったり遠隔地居住による追跡困難であるものが45%あった。財産管理人制度活用による負担増があるが11%。権利者特定のための書類の入手困難が8%、その他境界確定困難など、さまざまな問題がこの所有者不明問題によって生じているようです。

問いの2番、3番については、あわせて御答弁いただきました。

相続登記未了については、3,958人で全体の8.5%ということでもございました。固定資産税というのは、市においては大きな収入の部分でございますので、こういった固定資産税納税義務者についての調査というのは、非常に大きな問題ではないかと思ひます。

納税者が死亡、行方不明のときの対応について御答弁いただきました。宛先を調査してもなお不明の場合は、公示送達という手段をとっているということで、その人数は本市において69人ということでもございました。その方々からは納税していただくことはできないわけであります。住所や居住が不明なものに対して行うのが公示送達なので、これには相当の注意を尽くして調査したか不明であるという要件が必要となります。したがって、その点は、しっかり市としても調査を踏まえてお願ひしたいと思ひます。

表題部所有者不明土地調査についての取り組みでございますが、法律の改正で公共事業実施について登記官の権限も拡大されるようなので、調査・研究をしっかりと行っていただきたいと思ひます。また、今後、土地の所有権を放棄できるようにする制度も検討されているようです。そうすると、自治体が受け皿となる場合もあるわけですので、そういった国の法律の動向、市長の答弁にもありましたが、しっかり動向を注視していただきたいと思ひます。今から、また具体的な問題がいろいろ示されてくると思ひますので、しっかりとした対応をよろしくお願ひしたいと思ひます。

この項についての質問は、これで終わります。

次に、マイナンバーカードについて質問いたします。

マイナンバーカードを健康保険証として使用可能にし、75歳以上の高齢者に対する保

健事業と介護予防を市町村で一体的に実施するための改正健康保険法が5月15日、成立いたしました。

マイナンバーカードの普及率は現在1割強にとどまっていますが、法律の成立は公的手続をネット上で済ますことのできるデジタル社会づくりを加速すると見られています。マイナンバーカードを健康保険証として使えるようになると、マイナンバーカードを取得する人も増えてくると期待されています。健康保険組合も保険証を発行するコストを減らすことができます。マイナンバーカードの保険証利用は、医療機関に設置された機器で、カード裏面のICチップの情報を読み取れば、保険証なしでも患者の保険資格を確認できるようになります。2021年3月からの施行を目指しています。

マイナンバー法と公的個人認証法、住民基本台帳法などを一括改正するデジタルファースト法も成立しました。この法律の概要は、行政手続きのオンライン実施を原則とします。2019年度から引っ越しに伴う電気やガスなどの契約変更をネットに一元化します。死亡や相続の手続も順次移行するとしています。また、マイナンバーの個人番号を知らせる紙製の通知カードを廃止いたします。

行政のデジタル化で日本はおくれています。米国では、社会保障や税務などの多くの手続が既に電子化されています。政府は、今回の法改正により、ICチップのついたマイナンバーカードの普及を推進いたします。

そこで質問ですが、本市のマイナンバーカードの取得状況についてお聞かせください。また、カード取得推進のため、どのように取り組まれていますでしょうか。

2、直近の各種証明書コンビニ交付サービスの利用状況はいかがでしょう。

3、マイナンバーカードを保険証として利用すると、どのような効果が期待できるでしょうか。

以上について、御答弁お願いいたします。

○議長（河杉 憲二君） 生活環境部長。

○生活環境部長（原田みゆき君） マイナンバーカードについての3点の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の本市のマイナンバーカードの取得状況と取得拡大に対する取り組みについてでございます。令和元年5月末現在、累計で1万5,325枚交付しており、人口比で申しますと、県内で6番目の13.14%でございます。

次に、カード取得の拡大に対する取り組みとしましては、市民課窓口でのポスターの掲示、市広報、市ホームページ及び窓口用封筒への掲載による周知のほか、市職員がコミュニティFMへ出演しPRを行っております。

また、マイナンバーカードの申請方法等を記載した市作成の案内チラシを、昨年の確定申告時から課税課に申告に来られた方に配布するなど、機会を捉えて周知を図っております。さらに、議員から御提案いただきました窓口での写真撮影サービスも実施し、カード作成の際の利便性の向上に努めているところでございます。

次に、2点目の各種証明書コンビニ交付サービスの利用状況についてでございます。

本市では平成29年7月1日から、マイナンバーカードを利用してコンビニエンスストアなどで各種証明書が取得できるコンビニ交付サービスを開始いたしております。利用できる店舗は、コンビニ交付サービス対応のマルチコピー機が設置されている全国のコンビニエンスストアなどでございます。防府市内で申し上げますと、セブンイレブン、ローソン、ファミリーマートの各店舗のほか、アルク中関店、イオン防府店で利用することができます。取得できる証明書は住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍に関する証明書、所得・課税証明書など全部で7種類の証明書がございます。

平成30年度の交付実績については、合計で1,322枚を交付しており、交付の多いものから順に申し上げますと、住民票の写しが601枚、印鑑登録証明書が443枚、戸籍謄本並びに所得・課税証明書がともに90枚となっております。

マイナンバーカードを利用すれば、市役所や出張所まで足を運ぶ必要がなく、各種証明書を先ほど申し上げました店舗で取得することができます。また、確定申告がオンラインでできるほか、運転免許証などと同様に身分証明書として使うこともできます。マイナンバーカードの普及が伸びていないことが最大の課題と捉えておりますので、今後も引き続き取得率の向上に努めてまいります。

次に、3点目のマイナンバーカードを保険証として利用した場合に、期待できる効果についてでございます。

議員御案内のとおり、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律が、本年5月15日に成立し、現在、国において令和3年3月からの運用を目指し、各保険者が保有する医療資格情報等を一元的に管理する仕組みの整備が進められております。

将来的に、医療機関や薬局において被保険者としての資格情報を照会する設備が整えば、医療機関等で被保険者の資格情報が確認できるようになることから、受診時に医療機関に提示することとなっている保険証や高額療養費の限度額適用認定証の発行も削減できるものと考えられます。

また、加入する健康保険が変わった場合に、資格の切れた従前の保険証を誤って使用することで生じる医療機関等から保険者に対する過誤請求も減るものと考えられます。さら

には、医療機関等において薬剤情報をはじめ特定健診等のデータの閲覧が可能となれば、重複投薬を防ぐことや患者への生活習慣の改善、指導に生かすことができることから、健康づくり、疾病予防につなげることも期待できるものと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（河杉 憲二君） 山根議員。

○16番（山根 祐二君） マイナンバーカードの取得状況について、防府市の場合は、現在、1万5,325枚ということで、県で6番目、13.14%ということでございます。県内他市とも大差ないようで、これは日本全国見ても大体大差ないようでございます。

このコンビニ利用で、先ほど御答弁にありました住民票の写しなどが一番多くとられているようでございますが、コンビニ、市内いろいろありますけれども、このコンビニを利用される時間帯、実際にどういう時間帯で利用されているか、あるいはそのコンビニを利用しているエリアという、市内、市外あると思いますが、これについてはどのようなようになっていますでしょうか。

○議長（河杉 憲二君） 生活環境部長。

○生活環境部長（原田みゆき君） コンビニ交付サービスの利用時間と市内外の店舗の利用状況についての御質問にお答えいたします。

平成30年度のコンビニ交付サービスにおける交付枚数は1,322枚でございます。その利用状況を時間帯別で申し上げますと、市役所が開庁している時間帯での利用が910枚で、全体の68.8%を占めており、それ以外の時間帯での利用が412枚で31.2%となっております。曜日別では、月曜日から金曜日の利用が73.3%、土日・祝日の利用が26.7%となっております。

また、利用された店舗の状況、エリア別の状況について申し上げますと、市内の店舗が78.5%、県内他市の店舗が12.2%、県外の店舗が9.3%となっております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 山根議員。

○16番（山根 祐二君） ありがとうございます。

コンビニ交付サービスについては、時間帯を見ましても、それから日にちを見ましても、市役所で利用できない、あるいは市役所まで行かなくて利用される方もいらっしゃると思いますけれども、そのカードを取得された方はそこそこ利用されているなど、利便性についてはある程度利用されている方の満足になっているのではないかというふうに思います。

先ほど答弁の中で、マイナンバーカードを保険証として利用する場合にはどのような効

果があるかという御答弁をいただきました。さまざまな利用法がこれからまた明確になってくるのではないかとは思いますが、2021年10月からはマイナンバーカードをお薬手帳としても代用できるようにするよう聞いております。

政府は、カードの読取端末を導入する医療機関を支援することや、カード取得推進策を19年8月めどに策定をいたします。また、国家公務員、地方公務員のカード取得を促すようです。一方、カードを交付する市区町村に対しては、企業に出向いたり、他の行政機関に臨時窓口を設けるなど要請をしてくるようでございます。

再質問ですが、カードを取得し保険証として利用すると、個人情報漏れるのではないかと心配する人もいるようですが、この点はどのように考えられているのでしょうか。

○議長（河杉 憲二君） 生活環境部長。

○生活環境部長（原田みゆき君） 御質問にお答えいたします。

現在、厚生労働省の説明によりますと、医療機関等が本人の薬剤情報や特定健診データ等を照会する際には、問診票の記載時等に、事前に本人の同意を求めるとされており、同意のない方の個人情報が閲覧されることはないものと考えております。

以上でございます。

○議長（河杉 憲二君） 山根議員。

○16番（山根 祐二君） ありがとうございます。

国としても、これからこのマイナンバーカード取得を促進するような策をいろいろ出してくると思いますので、このカード取得も少しずつ増えてくるのではないかと思います。

本市におきましては、窓口においても適宜対応していただいておりますので、そのまま市民が利用しやすいように、申請しやすいような体制を続けていっていただきたいと思っております。

また、行政としては国の動向を注視しつつ、マイナンバーカードの普及を図っていただきたいと思っております。しっかりとこのカードの利便性ということを周知していただきたいということを申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（河杉 憲二君） 以上で、16番、山根議員の質問を終わります。

○議長（河杉 憲二君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河杉 憲二君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れさまでした。

午後 1 時 2 9 分 延会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

令和元年 6 月 1 4 日

防府市議会議長 河 杉 憲 二

防府市議会議員 田 中 敏 靖

防府市議会議員 和 田 敏 明

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年6月14日

防府市議会議長

防府市議会議員

防府市議会議員